

ARTS for the future! 2事業 (AFF2) に向けたポイント

- ◆ 2021年の文化芸術活動を支援する、ARTS for the future! 事業 (AFF1) におきましては、予想をはるかに上回る多くの皆様 (1万団体超) から申請いただくとともに、次期事業に向けた様々なお声も数多く頂戴しました。
- ◆ このたび (1) 次期2022年のARTS for the future! 2事業 (AFF2) 運用改善のポイント、(2) AFF2申請に向けて確認いただきたいポイントをまとめました。
- ◆ 説明会・相談会の実施、3月28日 (予定) からの申請受付などの各種情報は、随時<https://aff2.bunka.go.jp>をご覧ください。

(1) AFF2 運用改善のポイント



交付・不交付の決定までに時間がかかる、審査状況がわからない、審査基準が不明確、コールセンター回答が不統一、交付決定額から減額された、プロの文化芸術団体支援としての適正化や重複申請抑制が必要 など

- 審査体制の拡充により、審査迅速化・統一回答に努めます。
- AFF1採択団体は申請書類を一部免除します。
- 予算消化の目途が立つまでの間、「随時申請」とすることにより、審査量の平準化を図ります。
- 申請から原則1か月以内に、(a)交付、(b)不交付、(c)差戻しのいずれかをお知らせします。また、(c)差戻しの際には、できる限り具体的に、差戻し理由をお知らせします。
- 『募集要項』、『申請の手引き』、『実績報告の手引き』など公表情報に基づく外形的な審査・確認をしています。これらをできる限りわかりやすく見直すとともに、変更・補足等の都度、上記サイトにて、お知らせします。
- プロ性と実在性を担保するため、補助対象となる活動の要件を明確化するとともに、任意団体について「収益事業開始届出書」(e-Taxにてオンライン完結可)の提出を求めます。
- 売上減少割合が一定程度以下の「営利法人」については、補助率1/2またはAFF2申請対象外となります。
- 重複申請の具体例を明確にしています。

(2) AFF2 申請に向けた確認ポイント



「補助対象者」の要件は、どのようなものですか？

※以下のすべてに当てはまる必要があります。

- 国内のプロの文化芸術関係団体 (地方公共団体除く)、または、国内の文化施設の設置者又は運営者 (地方公共団体、独立行政法人、指定管理者、個人事業主を含む) に該当する、法人または任意団体である
- 今回申請する取組の「主催者として、資金面で責任を持つ」団体である
- 構成員及び外部から招聘した個人や団体に「報酬を支払う」プロの団体である
- 過去10年間に、申請する取組と同じ文化芸術分野で、「有料」一般公開の公演等の主催等の実績がある



「補助対象となる活動」は、どのようなものですか？

- 公演・展覧会は、「有料」で不特定多数 (1公演等あたり「概ね50人以上」※) を集客し、国内で開催するもの
※会場の収容人数が50人未満の文化施設で行う活動はこの限りではありません
- 映画製作は、「概ね1時間以上」の作品で、有料一般公開までに映倫番号を取得し、完成 (初号試写) から1年以内に国内の「映画館・ミニシアター等で、概ね7日間以上かつ14回以上」、有料一般公開を行うもの



1団体1申請ルールに関し、「重複申請」とみなされるのは、どのような例ですか？

- 連絡先 (代表者 (または担当者)、住所 (番地)、電話番号) が同じ
- 中核者・団体の実績が、他の申請者のものと同じ
- 他の申請者と循環取引 (相互に受発注) している

- ✓ 申請から交付・不交付の決定までには、差戻し回数が多ければ3か月以上かかった例もありますので、時間的に余裕をもった申請をお願いいたします。
- ✓ 不備がないように申請いただくことが迅速な審査にもつながりますので、申請前に『募集要項』、『申請の手引き』、『FAQ』等をご確認いただき、申請をお願いします。
- ✓ 交付決定を受けていても、実績報告書等の確認時に、補助対象外経費の計上が判明したり、適正な証拠書類が確認できなかった場合は、補助金が減額となる場合があります。